

奈良市 協働のQ&A

vol.21

協働の相手と事業の計画を立てたあとは、その計画を明文化して記録しておく必要があります。その際の内容や項目は、どのようなものにすればいいのでしょうか？

Q31 協働事業での意思決定の方法はどうすればいいの？
また、契約の際の範囲・項目はどうすればいいの？

A31

協働で事業を行う場合、意思決定の方法や、契約の時に決める範囲・項目などは協働する事業の形態によって様々だけど、一番重要なのは、お互いにしっかりと話し合って決めることなんだ。話し合って決定した事項は、「協働契約書」や「協働協定書」等で明文化しておくこと、事業が進めやすいよ。

「協働契約書」や「協働協定書」をつくる時は、以下のポイントを盛り込んでおこう！

（お互いが対等な立場で事業を行っていくのに必要な項目）

- 互いの立場の対等性を明記した項目
- 事業を行う時の役割分担
- それぞれの費用分担
- リスク分担について など

（最初に取り決めておく事業がスムーズに進み、トラブルを防げるような項目）

- 法令等の遵守について
- 個人情報の保護について など

金銭の支払いが発生しない場合でも、「協働契約書」や「協働協定書」等を交わしておくこと、対等な関係で、お互いの役割や責任がはっきりして行動しやすくなるから、ぜひ作成しておこうね。

作成した「協働契約書」や「協働協定書」は、責任範囲を明確にするためにも可能な限り公開しよう！

『奈良市契約規則』に規定されている契約書の項目も参考にしよう！



一緒に立てた計画をもとに、お互いの立場や役割をはっきり文書にしておくことで、対等な関係でお互いの力を発揮できるんだね！

協働契約書・協働協定書ってどんなもの？

協働で事業を行う際に取り決めたことは、どのような形で明文化しておけばいいのかな？ 行政と協働の相手を取り交わす文書について、少し考えてみよう！

そもそも、契約書や協定書って必要なの？

お互いが決めたことをしっかりと記録しておくことで、スムーズに事業を進められるよ！先に話し合っておくことで、事業を進めていく際に出てくるトラブルなども防げるんだ。

なぜ「協働協定書(契約書)」なの？今ある契約書や協定書じゃダメなの？

今どこかと契約して交わしている契約書の書式ではダメというわけではないんだよ。協働で行う事業の場合は、契約書や協定書に協働の視点や役割分担などをはっきりと盛り込んでおくと、より協働相手の意見や視点も取り入れられて、最終的に互いに納得した事業を行うことができるんだ！

豆知識

「協定書」と「契約書」の違いってなに？

ケースによってさまざまな使い分けがされているけど、協働事業を行うにおいて、お互いの合意を書面に表す場合には、「契約書」でも「協定書」でもどちらでもかまわないよ。お互いの合意を表す、文書の内容が重要なんだ。

「協働協定書(契約書)」作成のポイント

1. 行政だけで作成せず、協働相手と一緒に協議しながら作ろう！
2. 事業の共有する目的を明記しておこう。
3. 立場の対等性やお互いの特徴など、条文や内容を「協働」の視点から考えよう。
4. それぞれの役割分担、事業で成果物が出た場合の権利の持ち方、個人情報等の守秘義務、それぞれの責任の及ぶ範囲や、協議する場を持つことなどを明記しよう！

協働型委託（『奈良市協働のQ&A vol.13』参照）などの行政主導の協働や、補助・助成（『奈良市協働のQ&A vol.19』参照）協働の相手主導の協働などいろいろな協働の形態があるので、それぞれの協働の形に合わせて作ろうね！

なるほど…なんとなくわかったけど、実物の「協働協定書」が見てみたいなあ…。

実際の「協働協定書」については、また後日詳しく説明するよ！